

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 横浜市政策局大学調整課
	—		政策局 大学調整課 <small>ふりがな</small> 担当者名 <small>かめわか</small> 亀若 電話 671-4272

## 設 計 書

- 1 委 託 名 「大学と地域がつながるまち」巡回パネル展における『プレゼントキャンペーン』企画支援・運営等業務委託
- 2 履 行 場 所 横浜市政策局大学調整課  
(横浜市中区本町6丁目50番地の10 (9階))
- 3 履行期間  期間 契約締結の日から令和3年3月26日 まで  
又は期限  期限 平成 年 月 日 まで
- 4 契約区分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )
- 7 委 託 概 要 (1) 「プレゼントキャンペーン」HPの作成  
(2) 協議会参加大学の「大学クイズ」のデザイン作成  
(3) 「プレゼントキャンペーン」ポスターデザイン作成  
(4) 「プレゼントキャンペーン」当選者へのプレゼントの  
梱包と発送  
(5) 「プレゼントキャンペーン」問い合わせ対応  
※詳細については、「大学と地域がつながるまち」巡回パ  
ネル展における『プレゼントキャンペーン』  
企画支援・運営等業務委託業務 仕様書」参照

8 部 分 払

す る ( 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

## 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
「プレゼントキャンペーン」サイト構築	詳細別紙	1	式			
「大学クイズ」デザイン作成	詳細別紙	1	式			
「プレゼントキャンペーン」ポスターデザイン作成	詳細別紙	1	式			
「プレゼントキャンペーン」梱包・発送業務	詳細別紙	1	式			
「プレゼントキャンペーン」問い合わせ対応	詳細別紙	1	式			

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

# 「大学と地域がつながるまち」巡回パネル展における『プレゼントキャンペーン』 企画支援・運営等業務委託 仕様書

## 1 仕様書の適用範囲

本仕様書は、横浜市政策局大学調整課が受託者に委託する、「大学と地域がつながるまち」巡回パネル展（以下「パネル展」という。）における『プレゼントキャンペーン』（以下「プレゼントキャンペーン」という。）の企画支援・運営等業務に適用する。

## 2 趣旨

横浜市と市内大学は、市民・企業・行政と連携して活力と魅力あふれる都市を実現するため、平成 17 年に大学・都市パートナーシップ協議会（以下「協議会」という。）を発足させ、市民・地域と大学が連携した取組を促進してきた。

この取組の一環として毎年 11 月から 5 か月間程度開催している、協議会参加大学の地域貢献活動を紹介するパネル展に併せて、「プレゼントキャンペーン」を実施する。

協議会参加大学の地域貢献活動の紹介と併せて、「大学クイズ」を掲載し、クイズに回答した方の中から、抽選で協議会参加大学のグッズ等をプレゼントする。

## 3 開催期間及び手法

### (1) 「プレゼントキャンペーン」開催期間

令和 3 年 1 月 4 日(月)～令和 3 年 2 月 28 日(日)

※パネル展の開催期間は、令和 2 年 11 月 2 日(月)～令和 3 年 3 月 26 日(金)

### (2) 開催場所

「プレゼントキャンペーン」HP を開設し、WEB 上で開催。

※パネル展は、各区役所・市内図書館(約 20 会場)でも開催予定。

※各区役所・市内図書館での設営及び撤収は、大学調整課で行う。

### (3) 対象者

「プレゼントキャンペーン」の応募は参加者を限定しないが、メインのターゲット層を、大学受験を予定している中高生とその保護者とする。

### (4) プレゼントキャンペーンの流れ

ア 「プレゼントキャンペーン」開催期間中に、3(2)で開設した HP から、大学調整課が作成した回答フォームの URL をリンクさせ、そこから応募する。

回答項目は下記とし、一人につき一回までの応募とする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 住所

(エ) 電話番号

(オ) メールアドレス

(カ) 協議会参加大学「大学クイズ」を 1 問選択

(キ) (カ)で選択した協議会参加大学の「大学クイズ」を回答

(ク) (カ)を選択した理由

(ケ) 「プレゼントキャンペーン」をどこで知ったか等アンケート(質問項目 3~5 程度)

イ 「プレゼントキャンペーン」期間終了後、3(4)アの応募の中から抽選を行う。

ウ 3(4)イで行った抽選により確定した当選者へ、プレゼントを発送する。

※当選者の発表は、プレゼントの発送をもってこれに代える。

### (5) 広報

ア パネル展の会場(各区役所・市内図書館)にて、「プレゼントキャンペーン」について掲示

イ 市 HP、市 SNS

ウ 新市庁舎アトリウム低層部デジタルサイネージ(静止画)

※放映期間:令和 3 年 1 月 4 日(月)～1 月 29 日(金)

エ その他(協議会参加大学、各区役所、市内図書館、地区センター等)

## 4 業務内容

### (1) 「プレゼントキャンペーン」HP(7P～10P)の作成

#### ア HP の構成

- (ア) 「プレゼントキャンペーン」企画の紹介(約 1P)
- (イ) 協議会参加大学 29 大学(1 大学のみ 2 問)分の「大学クイズ」のページを作成
  - ※協議会参加大学 29 大学(1 大学のみ 2 問)の問題 1 問
  - ※問題に伴うヒントと、各大学の URL
  - ※HP 上には、キャンペーン期間中は回答と解説は掲載せず、期間終了後は回答と解説を掲載。
  - ※「大学クイズ」の問題・解答・解説・ヒントは、各大学にて作成する。
- (ウ) 協議会参加大学及び各大学の地域貢献活動の紹介(約 1P)
- (エ) キャンペーンに関する Q&A の掲載(約 1P)
- (オ) Web サイト上ではアニメーションなどのギミックを追加する。
  - ※回答フォーム(約 1P) 及び問合せフォーム(約 1P)については、大学調整課にて作成・管理する。
  - ※(イ)「大学クイズ」のページ内に、大学調整課が作成の回答フォーム及び問合せフォームの URL を掲載。

#### イ HP の構築

- (ア) HP の構築にあたっては、外部サーバを用意する。
  - サーバをレンタルする(5 か月分)
  - サーバを保守・維持管理する(5 か月分)
  - サーバの保守・維持管理にあたっては、「横浜市サーバ等及び情報システム管理手順」(別添 2)に基づき、適切に運用し、管理する情報を保護すること。
  - 適宜、委託者の指示に従い修正・更新をする。
- (イ) 市のドメイン名の利用
  - HP の URL 及び問い合わせ対応用電子メールは、「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」(別添 1)第 5 条の 2 に基づき、市のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」又はそのサブドメイン名を(ア)のサーバに適用して利用すること。市ドメイン名の利用にあたっては、市総務局 ICT 基盤管理課への申請により取得することができるため、申請様式への必要事項に記入等の調整を行うこと。
- (ウ) レスポンシブ web デザイン対応
  - 対応ブラウザは、Windows の Edge・Firefox・Chrome、macOS の Safari、iOS の Safari、Android の Chrome、の各最新版とする。(Internet Explorer は非対応で構わない。)
- (エ) 常時 SSL/TLS 対応
  - ウェブサーバーは常時 SSL/TLS を利用すること。
  - また、Qualys SSL Server Test により A 以上の判定となることを確認すること。
  - ウェブサーバー証明書は、民間のウェブサーバー証明書または市総務局行政・情報マネジメント課へ申請のうえ取得(無料)のものどちらを利用して構わない。
- (オ) アクセシビリティ対応
  - HP の構築にあたっては、別紙「アクセシビリティ要件」を満たすこと。

#### ウ HP 開設期間

- 令和 2 年 12 月 1 日(火)～令和 3 年 3 月 25 日(木)(履行期限日前日)
- ※令和 2 年 12 月 1 日(火)～令和 2 年 12 月 31 日(木)はキャンペーン告知期間とする。
- ※令和 3 年 3 月 1 日(月)～令和 3 年 3 月 25 日(木)はキャンペーン終了告知期間とする。
- ※11 月中にティザーサイトの制作、1 月以降の本公開サイトを制作する。

#### エ その他

- キャンペーン期間終了後は、応募が終了した旨をトップページ等に明記する。
- プレゼントの発送完了後は、「プレゼントキャンペーン」HP が閉鎖される旨明記する。

### (2) 協議会参加大学の「大学クイズ」のデザイン作成

- ※校正は2回とする。
- ※「大学クイズ」の問題・解答・解説・ヒントは、各大学にて作成する。
- ※パネル展等で展示する。

(3) 「プレゼントキャンペーン」ポスターデザイン作成

※校正は2回とする。

※新市庁舎アトリウム低層部デジタルサイネージでの放映や協議会参加大学・パネル展等で掲示する。

※デザインの作成にあたっては、文化観光局企画課とのデザイン協議を行うこととする。

(4) 「プレゼントキャンペーン」当選者へのプレゼントの梱包と発送

ア 内容

大学グッズ一式及び図書カード 500 円券

イ 個数

各 300 個

ウ サイズ

レターパックプラス内に入るサイズを想定

(参考:「郵便局 HP」<https://www.post.japanpost.jp/service/letterpack/>)

(ア) サイズ

340mm×248mm (A4 ファイルサイズ)

(イ) 重量

4kg 以内

エ 発送

レターパックプラスにて発送

※「プレゼントキャンペーン」応募とりまとめ及び抽選については、大学調整課にて行う。

※当選者の送付先を印字したラベルシール(300 名分)を、レターパックの「お届け先」欄へ貼付する。

※大学調整課の住所等を印字したラベルシール(300 名分)をレターパックの「依頼主先」欄へ貼付する。

※レターパックプラスの手配は、委託業務に含む。

※レターパックプラスにある「依頼主保管用シール」は当選者一覧と併せて保管し、発送の経過を報告する。

オ その他

プレゼント用物品については、大学調整課にて用意する。

「お届け先」欄及び「依頼主」欄に貼付するラベルシール(ラベルシールサイズ:横 70mm×縦 42.3mm、300 名分・600 枚)については、大学調整課にて用意する。

プレゼント用物品は、受託者が大学調整課に引き取り・運搬をする。

プレゼント用物品は、受託者にてアッセンブリ・梱包をする。

プレゼント用物品については、鍵のかかる金庫等に保管し、紛失・破損・盗難等のないよう厳重に管理する。

(5) 「プレゼントキャンペーン」問い合わせ対応

※問い合わせ先として、専用回線の電話番号とメールアドレスを開設する。

※詳細については別紙「業務内容内訳書」参照。

## 5 履行期限

契約締結の日から令和 2 年 3 月 26 日(金)まで

ただし、協議会参加大学の「大学クイズ」のデザイン作成の納期は、令和 2 年 11 月 20 日(金)まで、

及び、「プレゼントキャンペーン」ポスターデザイン作成の納期は、令和 2 年 11 月 10 日(火)とする。

## 6 添付資料

- (1) 「大学と地域がつながるまち」巡回パネル展における『プレゼントキャンペーン』企画書
- (2) 「大学と地域がつながるまち」巡回パネル展における『プレゼントキャンペーン』スケジュール・行程表
- (3) 「大学と地域がつながるまち」巡回パネル展 開催スケジュール

## 7 成果品

- (1) 「プレゼントキャンペーン」HP
- (2) 協議会参加大学の「大学クイズ」のデザイン
- (3) 「プレゼントキャンペーン」ポスターのデザイン
- (4) 実施計画書
- (5) 報告書(HP 構築にあたっての記録・「プレゼントキャンペーン」全応募者一覧抽選・発送経過報告含む)  
※7(2)及び(3)について、PDF 及び Illustrator のデータで、記録媒体は CD-R 又は DVD-R とする。

## 8 提出先

横浜市政策局大学調整課  
横浜市中区本町6丁目50番地の10(9階)

## 9 適用文書

- (1) 「委託契約約款」  
受託者は、本業務を遂行するにあたり、「委託契約約款」(別添3)を遵守しなければならない。
- (2) 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」  
受託者は、本業務を遂行するにあたり、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」(別添4)を遵守しなければならない。
- (3) 「個人情報取扱特記事項」  
受託者は、本業務を遂行するにあたり、「個人情報取扱特記事項」(別添5)を遵守しなければならない。
- (4) 「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」  
受託者は、この契約による事務を遂行するにあたっては、別記「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」を可能な限り遵守しなければならない。適用出来ない項目については、本契約締結後、本市担当者と協議を行うこと。

■ 業務内容内訳書

【別紙】

項目	内容	数量	単価	金額
<b>1 「プレゼントキャンペーン」サイト構築</b>				
①全体構成		1 式		
②TOPイラスト		1 式		
③ページ構成(レスポンスwebデザイン対応)		1 式		
④「プレゼントキャンペーン」企画(1P) 設置		1 式		
⑤「大学クイズ」設置	1大学1問×29大学、ただし1大学のみ2問 [構成]問題及びヒント(各大学の公式URL掲載) 大学調整課が作成する「回答フォーム」及び「問合せ フォーム」のURLを掲載する。	1 式		
⑥「大学地域貢献活動紹介」(1P) 設置	・協議会参加大学と「パネル展」の紹介 ・「パネル展」で展示するパネルPDFデータを掲載	1 式		
⑦「キャンペーンQ&A」(1P) 設置		1 式		
		<b>小計1</b>		
<b>2 デザイン作成</b>				
①「大学クイズ」デザイン	1大学3P×29大学、ただし1大学のみ2問のため6P [構成]1P目:問題・ヒント、2P目:答え、3P目:解説 印刷時、A4横型を想定	1 式		
②「プレゼントキャンペーン」ポスターデザイン作成	印刷時、A3縦型を想定	1 式		
		<b>小計2</b>		
<b>3 「プレゼントキャンペーン」業務</b>				
①プレゼント梱包		1 式		
②プレゼント発送	レターパックプラスにて発送	300 式		
③キャンペーン問い合わせ対応	専用回線の電話番号、メールアドレス開設	1 式		
④実施計画書		1 式		
⑤報告書作成	HP構築にあたっての記録・「プレゼントキャンペーン」全 応募者一覧抽選・発送経過報告含む	1 式		
		<b>小計3</b>		
	小計1～3	<b>合計</b>		
		<b>消費税込</b>		

令和2年8月28日

## 「ヨコハマ大学まつり2020」の代替開催企画案について

### 1 開催趣旨

大学・都市パートナーシップ協議会の参加大学を、市民等の方々に、もっと知っていただき、身近に感じていただく。特に、市内中高生に向けて、大学の新たな面を発信する。

### 2 開催期間

2020年11月頃～2021年3月末（プレゼントキャンペーン期間は、12月～2月を予定）

### 3 開催内容・場所

#### (1) 大学における地域貢献活動等の紹介

場所	備考	ターゲット層
各区役所	毎年開催している「大学と地域がつながるまち」パネル巡回展の実施。（約20会場） 地域貢献活動を紹介。	全市民
各市内図書館		
市HP		

#### (2) 大学クイズ（一問一答）の展示

場所	備考	ターゲット層
各区役所	毎年開催している「大学と地域がつながるまち」パネル巡回展と同様に、大学クイズの展示及び市HPに掲載し、クイズの回答者へ抽選でプレゼントキャンペーンを実施。（12月～2月）	主に中高生 （クイズの回答は全市民可）
各市内図書館		
市HP		

「大学と地域がつながるまち」パネル巡回展について、例年は地域貢献活動の紹介を主に展示していますが、今年はさらに、ご覧いただく市民と双方向で楽しめる企画を考えております。

前回、皆様からご回答いただいた「ヨコハマ大学まつり2020代替企画についてアンケート」の結果から、メインのターゲット層を、大学受験を予定している中高生とその保護者とします。

新型コロナウイルス感染症の状況によりオープンキャンパスや学校説明会が例年のように開催できない大学が多くあるため、大学と中高生及びその保護者とがつながる企画を新たに行います。

会場である、各区役所・市内図書館の来訪者は、中高生がすくないため、SNSやHP等インターネットでの広報を行います。

### 4 開催内容の詳細

#### (1) 大学における地域貢献活動等の紹介

協議会参加大学による地域貢献活動の内容を広く市民等へ紹介します。

場所	内容
各区役所	協議会参加大学の地域貢献活動紹介パネル展示を実施 （展示スペースを考慮し、A3判）
各市内図書館	
市HP	「大学・都市パートナーシップ協議会」 URL: <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/daigaku/jirei/">https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/daigaku/jirei/</a>

## (2) 大学クイズ（一問一答）の展示

協議会参加大学について、親しみを持って楽しんでもらいながら主に中高生等へ紹介します。

場所	備考
各区役所	パネル展示と共に、「大学クイズコーナー」（展示スペースを考慮し、 <b>A4判</b> ）を掲示。 <b>市 HP にも掲載し、クイズの回答者へ抽選でプレゼントキャンペーンを実施。展示には QR コード等掲示し、市 HP 上の回答フォームから応募。クイズのヒント等を各大学 HP の URL へジャンプする仕掛けなど、大学の情報へ誘引する構成とし、大学と連携しながら紹介します。</b> <b>開催期間は 12 月～2 月、プレゼントの発送は、3 月中を予定。</b>
各市図書館	
市 HP	

## 5 周知方法

実施方法	内容
市 HP	「大学・都市パートナーシップ協議会」 URL: <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/daigaku/jirei/">https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/daigaku/jirei/</a>
SNS (Twitter)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨコハマ大学まつり Twitter・政策局大学調整課 Twitter : パネル巡回展及び「プレゼントキャンペーン」の開催紹介、大学の概要、オープンキャンパス等の大学 PR を掲載</li> <li>・横浜市広報課 Twitter : フォロワー15万人に向けて、上記 Twitter アカウントの「プレゼントキャンペーン」企画に関するツイートをリツイート</li> <li>・各大学公式 Twitter : 上記 Twitter アカウントの「プレゼントキャンペーン」企画に関するツイートをリツイート ※別途、ご依頼差し上げます。</li> </ul>
<b>新市庁舎アトリウム</b>	所管の市総務局管理課と調整したが、「15 秒間の告知のみ放映可」とのことで、展示には適さないため、広報ツールとして使用。（1 月中）
本市広報媒体	記者発表、広報よこはま

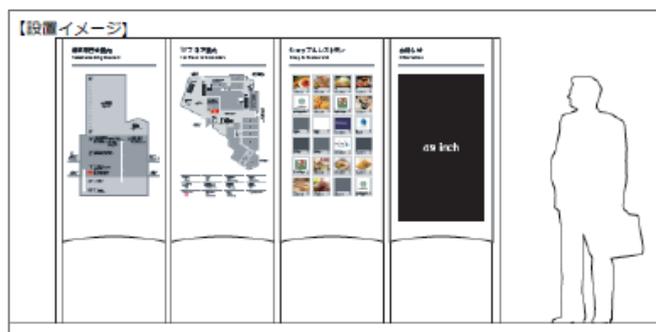
※リーフレット等、紙媒体を学校へ配付することは、新型コロナウイルス感染症の昨今の状況を鑑み、実施しません。

上記周知方法以外にも、メインのターゲット層の大学受験を予定している中高生とその保護者に向けた、より効果的な広報媒体がありましたら、各大学の広報担当の方などを通じて、積極的にご紹介をお願いします。

大学調整課でも、可能な範囲で様々な周知方法を取り入れていきたいと思っておりますので、アイデア等ございましたら、ぜひお知らせください。

《参考：新市庁舎デジタルサイネージの放映イメージ》

概要
【デジタルサイネージの機器の仕様】
・ディスプレイ画面サイズ
49インチ（11台） 縦型 アスペクト比16：9 有効寸法 縦1,073mm×横604mm
65インチ（1台） 縦型 アスペクト比16：9 有効寸法 縦1,428mm×横803mm
・ディスプレイ画質
解像度 1080×1920 （2K フルハイビジョン画質）
・音声無し
・基本的に、フロアマップなどの案内サインに組み込み
【稼働時間】
1～2階 7時～23時
3階 7時～21時



担当 政策局大学調整課







「大学と地域がつながるまち」巡回パネル展における『プレゼントキャンペーン』  
企画支援・運営等業務委託 仕様書  
アクセシビリティ要件

1 ウェブアクセシビリティの確保について

(1) 適合レベル及び対応度

JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠すること。

※ 本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会（以下、「WAIC」という。）の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016年3月版」で定められた表記による。

(2) 対象範囲

本業務委託で作成する全てのウェブページ

(3) アクセシビリティ方針の策定について

総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。

(4) 試験前の事前確認について

ア HTML、CSS の雛形作成段階において、達成基準への対応状況を確認すること。テストツール(miChecker 等)による判定が可能な検証項目については、ツールを使用し、対応状況を確認すること。その結果は発注者へ情報提供すること。

イ (1)で定められた「適合レベル及び対応度」が、技術的に達成が困難である場合、代替案や例外事項の追加等を発注者へ提案し、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針の変更を行うこと。

(5) 試験の実施について

ア 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、試験を実施すること。

イ 試験の実施においては、テストツールによる判定だけでなく、人間による判断も行うこと。

ウ 試験内容については、発注者に説明し、承認を得ること。

エ 試験実施の範囲

(ア) 総ページ数が 40 ページ未満である場合  
試験を全ページで実施すること

(イ) 総ページ数が 40 ページ以上である場合  
当該システムからランダムに 40 ページ抽出し、試験を実施すること。なお、40 ページの中には次のページを含めること。

■ 試験を必ず実施するページ

- ・ トップページ
- ・ サブディレクトリ直下の代表ページ(sub-content/index.html 等)
- ・ アクセシビリティに関連するページ
- ・ 利用者から問い合わせを受けるウェブページ（存在する場合）

- (6) 達成基準チェックリスト及びその検証方法を特定できる技術的根拠（実装チェックリスト）の作成について

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びWAICの「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、次のチェックリストを作成すること。

- ア 達成基準チェックリストの作成について

WAICの「達成基準チェックリストの例」を参考に、各項目の試験結果を記載した達成基準チェックリストを作成すること。

- イ 実装チェックリスト(達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠)の作成について

WAICの「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」の「3.1 達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠を示す方法の例」を参考にして実装チェックリストを作成すること。

- (7) 試験結果の説明及び不備の修正について

達成基準チェックリストの各項目の試験結果について発注者に説明し、試験結果の妥当性について承認を得ること。不備等が発覚した際には、速やかに該当箇所の修正、及び再度試験実施を行い、発注者の承認を得るまで対応すること。

- (8) ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成・公開について

- ア ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成について

「(3)」で策定したウェブアクセシビリティ方針のページを作成すること。また、「(6) ア」で作成した達成基準チェックリストを基に、試験結果のページを作成すること。

- イ ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの公開について

「(8) ア」で作成したページを公開すること。なお、ウェブアクセシビリティ方針のページは、当該サイトの全画面から2クリック以内にたどりつけるよう、フッター等にリンクを配置すること。

※ パッケージシステムの仕様等により各画面に任意のリンクを設置できない場合は、当該システムの利用方法等を示したページや利用者向けマニュアル等にリンクを配置すること。

## 2 参考ページ

- (1) JIS 規格詳細画面(JISX8341-3)

[http://www.jisc.go.jp/app/pager?RKKNP\\_vJISJISNO=X8341-3&%23jps.JPSH0090D:JPSO0020:/JPS/JPSO0090.jsp](http://www.jisc.go.jp/app/pager?RKKNP_vJISJISNO=X8341-3&%23jps.JPSH0090D:JPSO0020:/JPS/JPSO0090.jsp)

- (2) みんなの公共サイト運用ガイドライン

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000439213.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf)

- (3) WAICの公開しているガイドライン一式

- ア ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン

<http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/>

- イ ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン

<http://waic.jp/docs/jis2010/accessibility-plan-guidelines/201308/index.html>

- ウ JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン

<http://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/>

- エ 達成基準チェックリストの例

[http://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/gcl\\_example.html](http://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/gcl_example.html)

## 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン

### (目的)

第1条 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、インターネット活用方針（平成12年11月24日制定）に基づき、インターネットを積極的に活用して業務の効率化及び市民サービスの向上を図るため、インターネットを利用した情報受発信について必要な原則を定めるものである。

### (定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク管理責任者 横浜市行政情報ネットワーク運用管理規程（平成14年2月達第2号）第3条第1項に定めるものをいう。
- (2) 区局 横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）第1条に掲げる統括本部及び局、会計室、消防局、区役所、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、議会局、水道局、交通局並びに病院経営局をいう。
- (3) インターネット情報受発信機器等 区局が、インターネットを利用して情報受発信を行うために必要なサーバ群及び通信に必要な機器類をいう。
- (4) ネットワーク主管課 横浜市行政情報ネットワーク運用管理規程第2条第1号に規定する行政情報ネットワークを所管する課をいう。
- (5) 広報担当課 横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号。以下「事務分掌規則」という。）に定める広報に係る企画及び連絡調整に関することを所管する課をいう。
- (6) 広聴担当課 事務分掌規則に定める市政に関する市民の要望、意見、陳情その他広聴に関することを所管する課をいう。
- (7) 報道担当課 事務分掌規則に定める市政報道及び報道機関との連絡に関することを所管する課をいう。
- (8) 個人情報担当課 事務分掌規則に定める個人情報の保護に関することを所管する課をいう。

### (適用範囲)

第3条 本ガイドラインは、インターネット情報受発信機器等を利用して情報受発信を担当する課の職員等（以下「情報受発信者」という。）に適用する。

### (情報受発信者の責務)

第4条 情報受発信者は、インターネット情報発信機器等を利用して情報受発信を行う場合は、ガイドラインの内容を遵守するとともに、当該機器が設置されているネットワークの運用管理等を定めた規定類に従って利用しなければならない。

(情報の受発信に用いる機器)

第5条 情報受発信者は、インターネットを利用した情報受発信を行う場合は、横浜市行政情報ネットワークのサーバ機器を利用しなければならない。

2 情報受発信者は、前項の規定にかかわらず、ネットワーク管理責任者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、十分なセキュリティを確保できると認めた場合は、横浜市行政情報ネットワーク以外のサーバ機器や情報受発信サービス(以下「外部サーバ機器等」という。)を利用することができる。

- (1) 横浜市行政情報ネットワークのサーバ機器では同等のサービスを実現できない場合
- (2) サーバ等機器、ソフトウェアの調達及び環境構築が、困難又は著しく費用対効果が低い場合
- (3) その他ネットワーク管理責任者が特に認める場合

3 前項の規定により外部サーバ機器等を利用する場合は、情報受発信を担当する課の長(課長及びこれに準ずる者。以下「情報受発信担当課長」という。)及びネットワーク管理責任者は、十分なセキュリティを確保するために必要な措置を講じるものとする。

(情報の受発信に用いるドメイン名)

第5条の2 情報受発信者は、インターネットを利用した情報受発信を行う場合は、市のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」又はそのサブドメイン名を利用しなければならない。ただし、当面の間、「city.yokohama.jp」も併用することができる。

2 情報受発信者は、第5条第2項の規定により外部サーバ機器等を利用して情報受発信を行う場合であっても、市のドメイン名又はそれらのサブドメイン名を利用しなければならない。

3 情報受発信者は、前項の規定が適用できないとネットワーク管理責任者が認めた場合は、市のドメイン名又はそれらのサブドメイン名とは異なるドメイン名(以下「外部ドメイン名」という。)による情報受発信を行うことができる。

この場合、ネットワーク管理責任者は、当該ページが市の公式な情報であることを示すため、外部ドメイン名を利用している情報受発信サービス(以下「外部ドメイン名 WEB サービス」という。)の一覧を横浜市 WEB ページ上に設けるものとする。

(外部サーバ機器等・外部ドメイン名を利用する場合の手続き)

第5条の3 情報受発信担当課長は、第5条第2項及び第5条の2第3項の規定により、外部サーバ機器等又は外部ドメイン名を利用する場合、事前にネットワーク管理責任者及び関連する業務所管課の長と必要な協議を行い、承認を得なければならない。

2 新規に外部ドメイン名 WEB サービスを利用する場合、ネットワーク管理責任者及び関連する業務所管課の長は、利用にあたっての市としての基本要領を定めなければならない。

3 情報受発信担当課長は、第5条の2第3項の規定により外部ドメイン名 WEB サービスを利用する場合、当該 WEB サービスに関する情報収集や前項に規定する要領に必要な項目の洗い出しを行い、それらをまとめた資料をネットワーク管理責任者及び関連する業務所管課の長に提出しなければならない。

4 情報受発信担当課長は、第2項の規定に基づいて要領が定められている外部ドメイン名 WEB サービスを利用する場合は、当該要領に従うことにより、第1項に定める協議及び第3項に規定する資料

の提出について、省略することができる。

(外部ドメイン名の所有権維持)

第 5 条の 4 情報受発信担当課長は、外部ドメイン名の利用を終了する場合、利用終了後一定の期間、当該ドメイン名の所有権を維持し、第三者が取得できない状態にするとともに、市 WEB ページへの転送を行わなければならない。

2 外部ドメイン名の所有権を維持し、転送を行う期間は、当該ドメイン名を公表してから前項に規定する市 WEB ページへの転送を開始するまでの期間（以下「利用期間」という。）以上とする。ただし、利用期間が 1 年に満たない場合は 1 年以上とする。

(情報受発信の調整)

第 6 条 ネットワーク管理責任者及び広報担当課の長は、インターネットを利用した情報受発信に関する全体調整を行うものとする。

2 前項に定める全体調整について、ネットワーク管理責任者は主に情報受発信の技術に関する調整を行い、広報担当課の長は主に情報受発信の内容に関する調整を行うものとする。

3 ネットワーク管理責任者及び広報担当課の長は、前項の調整に当たっては、互いに連携するものとする。

4 広聴担当課、報道担当課及び個人情報担当課の長はそれぞれ、インターネットを利用した情報受発信について、それぞれが所管する事項に関する調整を行うものとする。

5 前項に掲げる各課の長は、調整に当たっては相互に連携し、また、ネットワーク管理責任者及び広報担当課の長と連携するものとする。

6 情報受発信担当課長は、インターネットを利用した情報受発信を行う場合は、必要に応じて第 1 項及び第 4 項に掲げる課の長と調整を行うものとする。

(インターネット連絡会)

第 7 条 情報受発信における共通課題等を検討・調整し、インターネットを活用した情報受発信を充実させるため、インターネット連絡会を設置する。

2 インターネット連絡会の活動は次のとおりとする。

- (1) インターネットを利用して受発信される情報の検討及び調整
- (2) インターネットの利用における問題点の検討及び調整
- (3) 新規技術、国及び他の自治体の動向等の情報交換
- (4) その他インターネットの利用に関する事項

3 インターネット連絡会は、幹事会、作業部会で構成するものとし、これらの参加者及び目的等は別表 1 に定める。

4 幹事会及び作業部会の議長は、会における議論の補完、情報交換又は事務連絡を行うことを目的としたメーリングリストを作成することができる。

5 インターネット連絡会の事務局は、ネットワーク主管課及び広報担当課とし、会の運営及び庶務を行うものとする。

- 6 幹事会で承認された場合は、必要に応じて別表 1 に定める参加者以外の職員等の連絡会への参加を認めることができる。
- 7 幹事会において決定事項がある場合、その周知の方法についても同幹事会で決定するものとするが、全区局に周知しなければならない場合は、区局のインターネットを利用した情報受発信を所管する課の長に通知するものとする。

(インターネット情報受発信ガイドラインに関する細則)

第 8 条 インターネットを利用した情報受発信に関して、次の各号について別途細則を定めるものとする。

- (1) WEB ページ作成基準
- (2) WEB ページのリンク基準
- (3) 電子メールによる広聴の取扱い基準
- (4) インターネットを利用した広報の基準
- (5) 記者発表資料の取扱い
- (6) 個人情報の取扱い

(ガイドライン及び細則に関する事務)

第 9 条 細則を含むこのガイドラインは総務局長及び市民局長がこれを定めるものとし、その事務手続きはこれを所管するネットワーク主管課において行うものとする。

- 2 第 6 条に掲げる課の長がそれぞれ所管する事項に関する細則の内容を定めるものとする。
- 3 第 6 条に掲げる課の長は、それぞれが定める細則の内容の変更を検討する場合は、必要に応じて連絡会での検討を行い、変更を決定する場合は必ず連絡会への報告を行うものとする。

附 則

本ガイドラインは平成 19 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

本ガイドラインは平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本ガイドラインは平成 23 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

本ガイドラインは平成 25 年 4 月 10 日から施行する。

別表 1 インターネット連絡会

	議長	参加者	目的
幹事会	ネットワーク管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク管理責任者</li> <li>・広報担当課長</li> </ul>	・インターネットを利用して受発信される情報の検討及び調

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広聴担当課長</li> <li>・ 報道担当課長</li> <li>・ 個人情報担当課長</li> </ul>	<p>整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットの利用における問題点の検討及び調整</li> <li>・ 新規技術、国及び他の自治体の動向等の情報交換</li> <li>・ その他インターネットの利用に関する事項</li> </ul>
作業部会	ネットワーク 主管課及び 広報担当課の係長	幹事会の参加部署の係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹事会から指示された事項又はその他インターネットの利用に関して必要な事項の検討</li> </ul>

## 1 WEBページ作成基準

### 1 趣旨

WEB による情報提供の際に、どのように WEB ページを作成するのかの基準を定める。

本細則で記述している参照ページとは、次の URL のことをいう。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/it/gl/dr/dr1re.html>

### 2 WEB ページ作成の考え方

WEB ページ作成の考え方の基本は、次のとおりとする。

- (1) インターネットをはじめとする情報技術は、よりよい市民へのサービスを実現するために利用すべきものであり、いたずらにその技術を濫用しないこと。
- (2) 全ての利用者へ WEB によるサービスを届けることを目標としたアクセシビリティの高いページづくりを行うこと。より高い市民サービス実現のためには、提供環境や手段の充実及び多様化を図るとともに、WEB ページのアクセシビリティの向上に十分な配慮をすること。
- (3) 平成 16 年 6 月に制定された日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第三部:ウェブコンテンツ」に準拠するよう努めること。
- (4) 平成 11 年 5 月に発表された「インターネットにおけるアクセシブルなウェブコンテンツの作成方法に関する指針」(郵政省及び厚生省【「情報バリアフリー」環境の整備の在り方に関する研究会】)を参考にすること。

### 3 デザインの考え方

WEB ページの作成において、視覚を主な手段に利用する点からも、そのデザインは重要な意味を持つため、ただ単に格好のよいデザインであるだけでなく、デザインそのものが、そのページのアクセシビリティの向上に貢献している必要がある。よって、次の (1) から (6) に掲げる基本的な考え方に沿ってデザインを行うこと。

- (1) どのページを見ても市のページであることがわかること。
- (2) 基本的な操作・ユーザインターフェースの統一を図り、わかりやすいデザインとすること。
- (3) 基本的な配色を決め、可能な限りその配色を利用すること。
- (4) 基本的なデザインの基準、スケールを決め、可能な限りその基準を用いて構成を行うこと。
- (5) デザインにより多様な提供方法の可能性を阻害しないこと。
- (6) 全体のデータ転送量について配慮したデザインを行うこと。

### 4 デザインに関する実施事項

デザインに関する実施事項の具体的項目は、次のとおりとする。

- (1) どのページを見ても市のページであることがわかること。

#### ア 画面上部デザイン

- (ア) 画面上部に共通のデザインの市のヘッダを設置すること。
- (イ) ヘッダデザインについては全体構成にあわせて検討されたものを用いることとし、横浜市のマーク、名称、トップページへのリンク、検索ページへのリンクなどの機能が包含されたものとするこ

と。

- (ウ) ヘッダをデザイン上別の色にしたい場合は、ネットワーク主管課へ申し出ること。
- (エ) 各区局で共通に利用される画像は /coparts というディレクトリの配下に納められているので、各区局のディレクトリの中に置くのではなく、その画像へリンクすること。

#### イ 画面下部デザイン

##### (ア) 基本情報

全てのページの下部に以下の項目を掲載する。可能な限り文字を利用し、大きさは標準より小さめ (90%程度)、文字種の指定は行わないこと。

- a 業務を所管している又は情報を作成した区局、部、課、係名
- b 問合せ先

以下の連絡先情報を掲載すること。

- (a) 電話番号 (職員向けのページ以外については市外局番から記載すること。他国語のページについては国番号から記載すること。)
- (b) FAX 番号
- (c) 電子メールアドレス (mailto 設定をすること。)

問合せ先は、業務を所管する所属とする。業務を所管する所属とは異なる問合せ先を掲載する場合は、その旨を併せて記載すること。

また、各ページのフッタに直接問合せ先を記載するほか、問合せ先をまとめたページを作成しリンクを掲載する等の対応でもよいものとする。

- c 情報作成日及び更新日 (年から明記すること。)

##### (イ) 著作権表示

全てのページに「©(HTML ソースでは&copy;と記述)作成年-更新年 City of Yokohama. All rights reserved.」を掲載する。作成年と更新年は西暦で表記する。ただし作成年と更新年が同一の場合は更新年の部分は省いてよい。

表示については、画像を使っても構わないが、alt 属性による代替テキストに同じ内容を記述すること。

#### ウ ページタイトル

**TITLE** 要素の内容は、ブラウザウィンドウのタイトル表示領域に表示されるほか、検索を行った際にその結果として表示され、また、ブックマーク (お気に入り) 登録した場合の見出しとして利用されることから、次の点に留意し、記述すること。

- (ア) 「横浜市」で始めること。
- (イ) ページの内容を推測できる簡潔な表現 (30 字以内を目安) とすること。特定の区役所の業務に関するページの場合は、区名を含むことが望ましい。
- (ウ) 他のページと重複しないこと。

《4(1)ア・イ・ウについては、「参照ページ」で提供するひな型を使用すること》

(2) 基本的な操作・ユーザインターフェースの統一を図り、わかりやすいデザインとすること。ページデザインの基準は次の通りとする。

ア 一般的なウィンドウシステムでは、ウィンドウを拡大又は縮小した場合でも、左上部分は確実に表示されるため、重要なナビゲーション等を左上に置くように配慮したデザインとすること。

イ フォントサイズについては各種ブラウザの標準設定で閲覧されることを想定すること。

ウ 利用者が、個別にフォントサイズを拡大縮小することを考慮して、ブラウザの設定でフォントサイズをひとまわり小さくした場合でも文字が容易に判別できることを確認すること。

エ ページの本文等、そのページで主要な役割を成す部分についてフォントサイズの指定を行わないこと。

オ デザイン上フォントサイズの調整が必要な場合、利用者の自由な閲覧環境を阻害するような CSS を用いたポイント (pt) 単位やピクセル (px) 単位での絶対サイズ指定は行わず、%単位を用いた相対的なサイズ指定とすること。指定する場合は、90%以上、最低でも 75%以上を確保すること。

カ フォントの種類指定を行わないこと。

キ 文字以外のサイズの指定については、行間のみ単位無しの実数とし、それ以外のボックスの幅や余白等の指定については em 単位か%単位のどちらかを適宜選択すること。

px,pt,mm,cm,in 等の単位は原則禁止とするが、画面表示ではなく印刷のための CSS においてはこの限りではない。また、画像等との位置合わせのためにどうしても em や%ではレイアウトの実現が不可能な場合は px 単位の 使用のみ認めるが、そのような構成はできる限り避けること。

ク CSS を使ってリンクの下線を消すような指定を行わないこと。

ケ リンク以外の部分で下線による装飾を行わないこと。

コ 画像を使ったボタンについては、操作しやすい大きさに設定すること。

(3) 基本的な配色を決め、その配色を利用すること。

画面中で使用する色は 16 進数で指定すること。

また、利用する OS、ディスプレイの環境等によっては発色が異なる場合があることに注意する。

ア 可能な限り背景色は白(#FFFFFF)、文字色は黒(#000000)を使用すること。他のページにリンクしている部分の文字色は青(#0000CC)、訪問済みリンクの文字色は紫(#800080)又はそれぞれの値に近い色を使用すること。

イ 背景画像は、文字と重ならない範囲での利用に止めること。文字と重なる範囲に背景画像を使う場合は、文字が読みにくくならないよう十分注意を払うとともに、背景画像と同系色の背景色を指定し、画像が表示されていない状態でも文字が読めるようにすること。

ウ 一般的なブラウザでリンクを表す場合に使われる青や紫に近い色は、文字の強調色として使用しないこと。

エ モノクロレーザプリンタで出力した際に、内容がはっきり印刷されるよう、色のコントラストに配慮するとともに、色覚に障害のある人でも明確に認識できる配色にすること。

《基本的な色指定の例は、「参照ページ」で提供するひな型を使用すること。》

(4) 基本的なデザインの基準、スケールを決め、可能な限りその基準を用いて構成を行うこと。

画面のレイアウト手法は、小さい画面でも横にはみ出さず、大きい画面ではより一覧性が高まる、いわゆるリキッド・レイアウトを基本とし、ピクセル数でページの幅やセルの幅を固定してはならない。

ブラウザの内容表示領域として、作成時点において、8 割以上の市民が利用する端末環境において横スクロールが必要になることのないよう、画像や幅の固定された表など、ピクセルサイズがあらかじめ決まっているものは（複数の物を強制的に横に並ばせる場合は合計で）、余白を含めて上限を一定以下に抑えること。

また、A4 用紙を縦に利用して印刷する場合に右端が切れることのないよう、印刷用スタイルシートを用意する、印刷用ページを設けて不要なナビゲーション要素を印刷対象外とする等の配慮を行うこと。

さらに、ユーザビリティに配慮し、同じ機能を持ったボタンは形状や位置を統一するなどの作成ルールを決めたうえで、全体のデザインを行うこと。

(5) デザインにより多様な提供方法の可能性を阻害しないこと。

WEB ページの利用者は身体的な障害による制約や、接続環境の制約などにより様々な利用環境が想定されるため、デザインが情報提供の障害とならないように配慮する。

ア 基準とする HTML のバージョンを明記し、それに準じた適切なマークアップを行うこと。

イ テキスト読み上げやテキストブラウザの表示の妨げにならないよう配慮すること。

ウ 画像ファイルに直接リンクを張ったり、画像だけでページを構成したりしないこと。

エ 外字や機種・環境依存文字、半角カタカナを使用しないこと。

オ 一部の拡張機能や外部プログラム、**plug-in** アプリケーションを利用しなくても情報伝達が可能なように作成すること。

カ フレームを使用しないこと。

キ リンクが新しいウィンドウで開かれるような設定は行わないこと。

WEB アプリケーション内で詳細説明を開くためのリンク等、リンク先を同じウィンドウで開いてしまうと著しく不便であると思われる場合はこの限りではないが、その場合も、新しいウィンドウが開かれることを明示したうえで、サイズを指定しツールバー等が表示されない子ウィンドウとして開く設定とすること。

ク ブラウザの「戻る」機能が使用できなくなるような構成にしないこと。特に **META** タグの指定等により、0 秒で別のページに自動ジャンプするような設定は行ってはならない。

(6) 全体のデータ転送量について配慮したデザインを行うこと。

利用者の全てが高速な常時接続網を利用しているとは限らないため、ページ全体のデータ量に配慮し、低速な接続環境でも快適に利用できる構成とする。

ア 画像サイズ、色数等に配慮したものとする。

不要に大きなサイズの画像や、単なる飾りとしての画像の利用をしないこと。

また、地図などのようにある程度の大きさが必要なものについては、最初にサムネイル（小さな画像）と画像のデータサイズを表示するなど、利用者の利便性に配慮する。色についても、表現に必要な

な数に抑えること。

イ 装飾のための音声・音楽などは利用しないこと。

ウ 高速な接続環境に特化したコンテンツを提供する場合は、その旨を明示すること。

## 5 デザイン実現のために使用するソフトウェア

WEB ページは、ネットワーク主管課が提供する WEB コンテンツ管理システム (以下「インターネット CMS」という。) を利用して作成・管理することとする。

インターネット CMS を利用できない WEB コンテンツの HTML を直接編集する場合や、インターネット CMS で利用するためのテンプレート等を編集する場合は、Windows に標準付属しているメモ帳や、各種テキストエディタで直接編集することとする。ホームページ・ビルダーや Dreamweaver 等の WEB ページ作成専用ソフトウェアを利用する場合においても、適切な HTML を作成する知識を習得したうえで、アクセシビリティの高いページを作成すること。WEB ページ作成専用ソフトウェアは、6(1)に掲げる HTML や CSS の仕様に正しく準拠したものを利用すること。

Word や Excel 等の HTML 作成機能については、本ガイドラインに反した HTML 記述を行う等、アクセシビリティの低いページが作成されるため、使用を避けること。

## 6 デザイン実現に関する実施項目

デザイン実現に関する実施項目は、次のとおりとする。

### (1) 基準とする HTML 及び CSS のバージョンについて

新規に作成するページについては、W3C 勧告による HTML 4.01 Strict を使用すること。

既設のページで HTML 4.01 Transitional を使用しているものについては、更新等の機会に HTML 4.01 Strict に移行するよう努めること。

また、レイアウトの定義は CSS 2.1 に準拠すること。

### (2) HTML タグの適切な使用について

HTML タグは、それぞれの目的に応じて適切に使い分けること。

ア 見出しタグや強調タグ等、検索や音声読み上げソフトでの利用の際に重要な意味を持つタグを適切に活用すること。

イ ページのレイアウトは CSS によって行うこととし、レイアウトを目的とした TABLE タグの使用は行わないこと。やむを得ず TABLE によるレイアウトを行う場合は、TH や CAPTION 等の要素を使用せず、視覚障害者用の読み上げソフトを使用した際に正しく読み上げられるよう十分注意すること。

### (3) 基準とするブラウザについて

ページ作成にあたっては、特定ブラウザでの閲覧を前提とせず、(1)に準じたものを作成すること。そのうえで Internet Explorer のうちマイクロソフト社が正式サポート中の各バージョン、Mozilla Firefox、Google Chrome それぞれの最新リリース版で具体的な表示等の確認を行うこと。

また、LYNX、w3m 等のテキストブラウザ及びホームページ・リーダー等の音声ブラウザでも、必要な文字情報には問題なくアクセスできるよう配慮すること。アップロード後には、市が導入している WEB ページ読み上げ・拡大サービスにより読み上げや表示が正常に行われることを必ず

確認すること。

さらに、**Windows PC** だけでなく **Macintosh** やスマートフォン等、様々な環境で確認を行うよう努めること。外部委託の場合は、**Mac OS X** 版 **Safari** の最新リリース版での確認を必須とする。携帯端末向けのページについては、対象とする端末やシミュレータを用いて確認すること。

上記にあげたブラウザ以外についても、公開後に利用者から不具合の指摘があった場合は、可能な限り修正すること。

(4) **DOCTYPE** 宣言 (**DTD**) について

使用する **HTML** のバージョンに合わせ、**DOCTYPE** 宣言を適切に記述すること。

《記述例については、「参照ページ」参照》

(5) 使用する言語の宣言について

ページで使用する言語を **HTML** 要素の **LANG** 属性で宣言すること。日本語の場合は **LANG="ja"**、英語の場合は **LANG="en"**、その他の言語についても適宜設定すること。

(6) 文字符号化方式について

新規に作成するページやテンプレートで使用する文字コードは、**UTF-8** を用いること。ただし、日本語のページについて、利用環境として **UTF-8** に対応していないブラウザでの利用も想定される場合や、従前から **Shift\_JIS** を用いていた場合等は、適宜 **Shift\_JIS** も利用してよいものとする。

文字コードについては、**META** 要素等を用いて適切に **Charset** の宣言を行うこと。なお、横浜市では **TITLE** 要素の表記に日本語を用いるので、**TITLE** 要素の前にこれを記述しなければならない。

また、英語のページで使用する文字コードは、**META** 要素での **Charset** 指定で **ISO-8859-1** と記述する。

《記述例については、「参照ページ」参照》

(7) **WEB** ページ作成ソフトウェアが自動的に挿入するタグ等について

**WEB** ページ作成ソフトウェアによっては、独自のタグを自動的に挿入するものがあるため、タグが多重に設定されることのないよう、使用するソフトウェアを統一すること。

また、**WEB** ページ作成ソフトウェアにより本ガイドラインに合致しないフォントの種類や文字サイズの設定がなされた場合は、その部分を削除すること。

《ソフトウェアが自動的に挿入するタグや属性の例は、「参照ページ」参照》

(8) 文法・アクセシビリティチェックについて

ア 作成した **WEB** ページについて、公開前に以下のチェックを行うこと。

(イ) **Fujitsu WebInspector** で必ず修正しなければならない問題が検出されないこと。

(イ) **Another HTML-lint** で重要度 2 以上の警告が出ないこと。

(イ) **W3C CSS Validator** でエラーが検出されないこと。

イ ページ作成の基礎となるテンプレートは、以下のチェックを行うこと。

- (ア) Fujitsu WebInspector で必ず修正しなければならない問題が検出されないこと。
- (イ) Another HTML-lint で重要度 1 以上の警告が出ないこと。
- (ウ) W3C CSS Validator でエラーが検出されないこと。また、その他「参照ページ」に掲載するアクセシビリティチェックツールを適宜活用し、問題点が検出されないこと。  
《具体的な文法チェックツールについては、「参照ページ」参照》

#### (9) CGI 等について

CGI プログラム等 WEB アプリケーションの利用については、次のとおりとする。

- ア 利用の可否、動作環境について発注前にネットワーク主管課へ個別に相談すること。
- イ 装飾、カウンタなど、情報提供に直接関係のない利用はしないこと。
- ウ 別に定める「Web アプリケーションの作成基準」に従うこと。

#### (10) アクセス数等の統計情報について

アクセス数統計情報は、ネットワーク主管課で毎月集計したものを参照すること。CGI 等を利用したアクセスカウンタについては、統計情報と異なる場合があるため、利用しないものとする。

#### (11) ファイルとファイルの種類について

- ア HTML、GIF、JPEG、PNG を使うこと。
- イ ページデザインを正確に保持した形で情報を掲載する必要がある場合や、大量の情報を迅速に提供する必要がある場合は、PDF も使うことができるが、以下の点に注意し、アクセシビリティ上の理由から、できる限り避けることとする。

PDF を使用する場合は、検索結果の見出しに表示されることを踏まえ、ファイルのプロパティに設定されるタイトルを HTML ページ同様に適切に設定すること。

- (ア) 検索エンジンで解析できない場合があること。
- (イ) PC 以外の端末では見ることができない場合が多いこと。
- (ウ) データサイズが大きく、低速回線では閲覧に難があること。
- (エ) 音声での読み上げができない、または内容を理解しづらい場合があること。
- ウ Word や Excel 等は、有料の製品であり、全ての利用者が使用しているものではないため、それらの形式のファイルを安易に掲載せず、HTML の使用を原則とすること。

また、掲載する場合は、事前にウイルス検知ソフトウェアで十分検査すること。

- エ これまでに利用されていない形式のファイルについては、ネットワーク主管課に相談のうえ、取扱いを決定すること。

- オ アプリケーションソフトウェアに依存したファイルを提供する場合には、ある程度古いバージョンでも読み込める形式で保存するなどの工夫を行うこと。

また、無料の閲覧ソフトがメーカーから提供されている場合は、そのダウンロードページへのリンクを行うこと。

《Word や Excel 等で基準とするバージョンは、「参照ページ」参照》

カ PDF、Office 文書、動画等、ブラウザが標準対応していない形式のファイルにリンクする場合は、利用者がクリックする前にそれがわかるような表示を必ず行うこと。表現の方法は、リンクの冒頭にネットワーク主管課が指定するアイコンを表示することを原則とする。

併せて、リンク先のファイルの大きさ(ストリーミングサーバによる動画配信の場合はビットレートと長さ)を明記すること。

JPEG 形式の画像等、ブラウザが標準対応している形式のファイルであっても、100KB を越えるような大きさの場合は同様に扱うこと。

(12) ファイル名、ディレクトリ名について

ファイル名やディレクトリ名に使える文字は、半角英数小文字、「.」(ピリオド) 及び「-」(マインナス)の 38 種類とする。

HTML ファイルの拡張子は「.html」とすること。

編集作業をしているパソコンのみで確認をしていると、ファイル名に大文字を使用しているなどの間違いに気付きにくいいため、十分注意すること。

(13) 収納ディレクトリについて

実際にコンテンツを収納する URL は「<http://www.city.yokohama.lg.jp/>区局名ディレクトリ/～」となる。区局名ディレクトリ配下のディレクトリ名については、半角英数小文字を使用し、極力短い名称とすること。

(14) 各ディレクトリで最初に表示されるファイル名について

必ず **index.html** とする。ただし、**image** ディレクトリ等、HTML 以外のファイルを置くためのディレクトリは除く。

(15) ディレクトリの構成について

画像のファイルは HTML ファイルと同じ階層に混在させるのではなく **image** という名称のフォルダを作って納める等工夫すること。

《ディレクトリ構成例については、「参照ページ」参照》

(16) Flash を利用したコンテンツについて

Flash を利用する場合は、次の点に注意すること。

ア アニメーションを使用することで内容が理解しやすくなる場合にのみ利用し、ページの基本的なナビゲーションや、単なる装飾目的には使用しないこと。

イ Flash を再生できない環境への代替措置を講じること。

ウ Flash を使用しているページにはその旨を明記し、再生ソフトウェアのダウンロードページへのリンクを行うこと。

エ できる限り古いバージョンのソフトウェアでも再生できるようにすること。

オ 特殊な利用の場合は、ネットワーク主管課と協議して利用を決定すること。

(17) Java、JavaScript 及びその他プラグインについて

別に定める「Web アプリケーションの作成基準」に従うこと。

(18) FORM を利用したデータ送信について

FORM を利用して利用者から情報を受け取るには、6(9)のとおりネットワーク主管課と相談の上、情報を処理するための CGI スクリプトをサーバ上に設置し、SSL を用いた暗号化通信を行うこと。

電子メールを使って利用者から直接受け取る場合、ネットワーク主管課との調整は不要だが、利用者のブラウザや電子メールソフトの設定によっては正しく送信されない場合があるため、FORM を使わずに電子メールを送ることができるよう、宛先を掲載するなど配慮すること。

(19) クリックブルマップ (イメージマップ) について

クリックブルマップを使用する場合は、クライアントサイドのクリックブルマップとすること。

また、クリックブルマップに対応しない閲覧環境のために、クリックブルマップの直後に同様のテキストリンクも設置するなど、必ず代替手段を用意すること。

(20) ALT 属性について

画像には必ず ALT 属性を設定すること。

ALT 属性は、画像表示機能が無いブラウザや無効化されたブラウザ、視覚障害者用の音声読み上げソフト等で使用されることを意識して設定すること。

設定した結果については、画像表示機能を無効化したブラウザや市が導入している WEB ページ読み上げサービス等を利用し、内容の理解に支障がないことを確認すること。

《ALT 属性の設定例は、「参照ページ」参照》

(21) 文章の表記について

文章の表記については、利用者が容易に理解できるよう配慮するとともに、原則横浜市発行の「文書事務の手引(文例集)」によること。また、漢字は常用漢字を用い、難解な漢字を使用する場合は読み仮名を付ける等、工夫すること。

なお、読み仮名をつける際は、「横浜(よこはま)」というような記述とすること。

また、キッズページについては、想定される利用者の年齢までに習得した漢字を使用するよう配慮すること。

## 7 携帯端末用の画面作成の考え方

携帯電話をはじめとした小型携帯端末には、全体を縮小して表示するものや、画面をスクロールして表示させるもの、テキストのみ表示するもの等のバリエーションがある。このうち縮小表示型は通常の作成方法で対処することとし、その他のものについては次の点に注意して作成すること。

(1) 携帯端末に適した構成とすること。

- ア ディレクトリ名及びファイル名を短くすること。
- イ 表示できるファイルの種類に制限があることに注意すること。
- ウ 1 行の文字数は全角 8 文字を基準とし、それに合わせた画面作りを心がけること。
- エ 画像は横幅 85 ピクセル程度におさえること。
- オ 背景色は白 (#FFFFFF) を基本とすること。
- カ 色の使用にあたっては、カラー画面においてもモノクロ画面においても表示に支障がないよう、色のコントラストに配慮するとともに、色覚に障害のある人でも明確に識別できる配色とすること。
- キ Java や Flash、JavaScript 等の拡張機能は、全ての方式に対応したページを作成する場合には、使用しないこと。ただし、各端末に対応したページを個別に作成する場合は、この限りではない。

(2) 多くの携帯電話はデータ量に応じて課金されるため、文字、タグ等、データを必要最小限にするよう特に心がけること。

(3) 機種により表示機能・表示色数・表示領域等に差があることに配慮すること。

例として、HR 要素の太さは機種により異なるので注意すること。また、各携帯キャリアが独自に定義している絵文字は、使用しないこと。

(4) 実際に携帯電話やテキストブラウザで表示を確認すること。

《携帯端末用の画面作成で利用できる要素等は、「参照ページ」参照》

## 8 ページの移動について

サイトの構成を変更する場合には、従来の URL で引き続きアクセス可能とすること。やむを得ずページを移動する際には、元のページから個別にリンクを張り、新しいページに案内するか、ディレクトリ単位で移動を行う場合は、ネットワーク主管課が提供する転送機能を使用し、まとめて転送設定を行うこと。

ファイル構成が大幅に変わり、まとめての転送が困難な場合でも、WEB サーバが備えるエラーメッセージカスタマイズ機能(ErrorDocument)を使用し、最低限区局のトップページに戻れるように設定すること。

## 9 WEB ページの作成を外部委託する場合の注意

WEB ページの作成を業者に委託する際は、委託仕様書にガイドライン本文及び本作成基準を添付し、遵守させること。

## 2 WEB ページのリンク基準

### 1 趣旨

WEB での情報発信におけるリンクのあり方について定める。また、この基準を横浜市 WEB サイトトップページから容易にたどることのできるページに掲載し、参照できるようにする。

なお、ここでのリンクとは、利用者がクリックすることによって画面遷移する基本的なリンクのほか、画像表示やフレーム機能、スクリプト等により画面内の一部に埋め込み表示するための設定等も含むものとする。

### 2 他のサイトから横浜市のサイトへのリンクについて

#### (1) 原則

他のサイトから横浜市のサイトへのリンクは自由とする。

なお、横浜市は、各ページの内容変更、移動等があっても、リンクを設定した管理者宛ての連絡は行わない。

#### (2) リンクの前条件

リンク元の内容及び団体について、横浜市はいかなる責任も負わないものとする。またリンク元の内容はそのサイトの管理者等に帰属し、横浜市とは関係のないものとする。

#### (3) リンクの取り消し要求について

次のいずれかの項目に該当するサイトからリンクの設定等が明らかになった場合は、リンクの取り消しを要求する。また、アクセス拒否のための設定を行う場合がある。

ア 公序良俗に反するもの

イ 18 歳以上を対象としたアダルトコンテンツを含むもの

ウ 犯罪行為に結びつくもの、または違法な内容を含むもの

エ 第三者の財産・プライバシーを侵害する内容、または第三者への誹謗中傷を含むもの

オ 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似するもの。公職選挙法に抵触する内容を含むもの

カ 不正アクセスやシステム停止を引き起こす内容を含むもの

キ フレームなどにより、本市のページがリンク元サイトの一部のように表示されてしまうもの

ク その他ネットワーク主管課が不相当であると判断したもの

#### (4) 画面等で入力が必要とするリンクページについて

検索サイトなどへこちらから登録する場合を除き、リンクのために入力行為を必要とするリンクページへの登録は行わない。

### 3 横浜市のサイトから他のサイトへのリンクについて

#### (1) 原則

横浜市のサイトから他のサイトへのリンクは、以下のリンクの条件を満たしていると各ページの管理責任者が判断した場合に設定できるものとする。

また、他のサイトの管理者から相互リンクなどの希望を受けた場合も、そのサイトが以下の(2)及び(3)の条件を満たしていれば、リンクを設定できる。

ただし、リンク先のサイト内にリンクポリシーや利用規約等が掲載されている場合は、それを尊重すること。

なお、リンクの設定については、特定の組織又は個人の利益となることがないように、公平性に配慮して行うものとする。

(2) リンクの前提条件

リンク先の団体及び内容等は、横浜市の管理下にはないため、それらについて市はいかなる責任も負わないものとする。また、リンク先のページについては、横浜市がその内容等を推薦するものではない。

なお、他のサイトへリンクを設定したページには、上記の内容と同等の趣旨を理解できるものを掲載すること。

(3) リンクの条件

リンクの条件は次のア～クのすべてを満たすものとする。

ア 下記(ア)～(エ)のいずれかに該当するもの

(7) 横浜市に関連のある内容又は横浜市の行っている事業に関連のある内容を含むもの(検索サービス、地域情報提供サービスを目的としたものを含む)

(イ) 公共の施設・サービスのサイト

(ロ) 国・他の地方公共団体のサイト

(エ) 利用者の利便性を向上させる外部サービスと連携するためのもの

イ 公序良俗に反しないもの

ウ 18歳以上を対象としたアダルトコンテンツを含まないもの

エ 犯罪行為に結びつくもの又は違法な内容を含まないもの

オ 第三者の財産・プライバシーを侵害する内容又は第三者への誹謗中傷を含まないもの

カ 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するものや公職選挙法に抵触する内容を含まないもの

キ 不正アクセスやシステム停止を引き起こす内容を含まないもの

ク 閲覧や基本的なサービス利用に利用料金を要求しないもの

(4) 広告の掲載

横浜市 WEB サイトへの広告掲載(主に、バナー広告)に関する事項は、「横浜市 WEB ページに掲載する広告の募集等に関する要領」に準ずる。

(5) その他

リンク先のページは常に同じ状態が維持されるとは限らないため、リンク設定後は定期的にリンク先の確認を行うこと。さらに、移動・削除等されていることが判明した場合は、速やかにリンク先アドレスの修正等の対応を行うこと。

4 横浜市のサイトから横浜市のサイトへのリンクについて

横浜市のサイトから横浜市のサイトへのリンクについては、自由とする。

ただし、リンク元とリンク先の管理責任者が、互いにリンク状況を認識している必要があるため、必ず相手側の管理責任者に連絡し、了承を得ること。

リンク先のページは常に同じ状態が維持されるとは限らないため、リンク設定後は定期的にリンク先の確認を行うこと。さらに、移動・削除等されていることが判明した場合は、速やかにリンク先アドレスの修正等の対応を行うこと。

## 5 その他

リンクについては、その責任範囲などが判例等によって変更される可能性があるため、各種の情報を収集し、変更が必要な場合は迅速に対応するものとする。

### 3 電子メールによる広聴の取扱い基準

#### 1 基本的な考え方

市民から寄せられた電子メールは、貴重な情報という認識を持ち、施策・事業等に反映することが大切であり、軽易なものを除き内容に応じて市が実施する「市民の声」事業等の広聴制度・事業（各区局が独自に実施する広聴事業を含む。）と同等に取り扱うものとする。

なお、軽易なものとは、電話番号案内、イベント等の日時案内、業務案内、各種手続き案内等、決裁権者の判断を要せず即答できる簡単な問い合わせをいう。

#### 2 回答又は供覧処理の判断

寄せられた電子メールに対しては、原則回答するものとする。ただし、次に定めるものを除く。

- (1) 明らかに回答を求めているもの
- (2) 投稿者の電子メールアドレスや住所、電話番号等が不明なため、回答が不可能なもの
- (3) 他の行政機関等の所管事項で、市政になじまず横浜市として回答できないもの
- (4) 投稿者と争訟中で回答することにより、当該訴訟に影響を及ぼすと認められるもの

#### 3 処理の方法

広聴制度・事業に該当しないメールを受け付けた各区局の課（以下「メール受付課」という。）は、個々において処理するものとする。また、広聴情報データベースシステムは、届出のある広聴事業以外、利用することはできない。

##### (1) 回答の処理

###### ア 回答文の作成及び決裁区分

案件の業務所管課は、原則課長名による回答文案を作成し、必要な決裁を受ける。決裁区分は、原則課長決裁とする。ただし、投稿内容により区局広聴責任者（広聴主管課長）と相談の上、回答名義及び決裁区分を変更することができる。

また、原則としてメール受付課は、メールを受信したことを受け付けた日の翌日中までに投稿者に知らせるものとする。

###### イ 回答文の送付

決裁後の回答文を電子メールにて投稿者へ送付する。ただし、回答の内容等によっては郵送・電話・直接応対等により処理することができる。

###### ウ 処理日数

回答は速やかに行うこととし、回答期限は原則として受け付けた日の翌日から 14 日以内とする。ただし、回答までに時間を要するものについては、調整中につき後日回答する旨を回答期限内に投稿者に知らせる。

##### (2) 供覧の処理方法

- (1) アの決裁区分に準じて供覧する。

#### 4 案件の業務所管課が複数にわたる場合の処理

(1) 同一区局内の複数課にわたる場合

メール受付課は、関係各課と調整して、責任を持って案件を総括し、回答又は供覧の処理を行う。

(2) 複数の区局にわたる場合

メール受付課は、関係各区局と調整して、責任を持って案件を総括し、回答又は供覧の処理を行う。

5 投稿内容が所管外の場合の処理

(1) 本市他区局が所管するもの（例：A区局にB区局の所管の投稿があった場合など）

投稿内容を所管する区局の広聴主管課に連絡し、調整のうえ、転送する。

(2) 国・都道府県・他市町村、民間企業等（以下「他都市等」という。）が所管するもの

ア 業務関係のある他都市等が所管するもの

他都市等と調整のうえ、対応を検討する。

イ 業務関係のない他都市等が所管するもの

広聴担当課に連絡し、調整のうえ、転送する。

(3) 所管がないもの・不明なもの

3(2)に準じて供覧処理を行うものとする。

## 4 インターネットを利用した広報の基準

### 1 目的

市民に市政情報を迅速かつ正確に提供し、市民生活の利便性を高めるため、インターネットを利用して情報発信を行う際の基準について定める。

### 2 情報発信にあたっての原則

情報発信は区局の責務において行うこと。情報発信を行う区局担当課（以下「区局担当課」という。）においては、次の各項目を遵守すること。

- (1) 発信する情報は、区局が職務上作成又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録等で、決裁・供覧等の手続きが終了し管理する情報であること。
- (2) 地方公務員法第 34 条（秘密を守る義務）に反しないこと、横浜市個人情報の保護に関する条例を遵守すること、著作権・肖像権を侵害するものでないことなど、法令・条例等に従うこと。
- (3) 区局の情報発信については、区局担当課が積極的に情報の発信・更新を行うこととし、可能な限り最新の情報を提供するものとする。
- (4) 市民が、情報発信を行った区局担当課を確認できる仕組みを設けること。
- (5) 市民が積極的に再配布できるような形式での情報発信を心掛けること。
- (6) 発信した情報の書き換えが区局担当課以外により行われた場合は、区局担当課は直ちに広報担当課及びネットワーク主管課に連絡するとともに、必要な措置を講じること。

### 3 外部サービスを利用する際の原則

- (1) 本ガイドライン第 5 条、第 5 条の 2 及び第 5 条の 3 に基づき、外部ドメイン名 **WEB** サービスを利用した情報発信を行う場合は、次の各項目を遵守すること。
  - ア 成りすまし防止対策を講じること。
  - イ 当該サービスの特性をよく理解し、適切に運営すること。
  - ウ 当該サービス運営者の規定を遵守すること。
- (2) 本ガイドライン第 5 条の 3 第 2 項に基づき定めた基本要領には、3（1）の各項目について明記すること。
- (3) 利用する外部ドメイン名 **WEB** サービスがアカウント等を必要とする場合は、区局担当課において、そのアカウントごとに「運用ポリシー」を策定し本市 **WEB** ページ上で公開すること。

## 5 記者発表資料の取扱い

### 1 趣旨

インターネットにおける記者発表資料等の提供について定める。

各区局は、次の各項目に沿って記者発表資料を **WEB** ページに掲載するものとする。

### 2 記者発表資料の掲載

#### (1) 掲載の原則

記者発表資料は、原則として全てを **WEB** ページに掲載する。

各区局の記者発表資料の掲載ページには、目次に当たるリンクページを作成する。

なお、配付資料に添付される冊子、参考資料、写真等については、省略することができる。

#### (2) 掲載日について

掲載は、基本的に記者発表の翌日午前中に行うものとする。ただし、報道に関する解禁指定等のあるものについてはそれに合わせる。

#### (3) 問合せ先

**WEB** ページへの掲載に当たっては、電子メールでの問合せ先を掲載し、**mailto** 設定する。(設定に当たっては、迷惑メール回避対策として@を「&#64;」と記述すること。)

募集や申し込みなどの内容を伴うものについては、その期間も併せて掲載する。

#### (4) 掲載方法

発表区局が、細則 1 「**WEB** ページ作成基準」に基づいて **HTML** 形式でデータを作成し、掲載する。

#### (5) 横浜市 **WEB** ページトップページ「記者発表資料一覧」への掲載

記者発表資料に関しては、原則としてすべて横浜市 **WEB** ページトップページの「記者発表資料一覧」へ掲載を行う。

### 3 掲載期間

**WEB** ページ上の記者発表資料は、発表から 5 年間をめどに掲載する。

## 6 個人情報の取扱い

### 1 目的

個人情報を WEB ページに掲載する場合は、横浜市行政情報ネットワーク運用管理要綱第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に基づき、適正に行わなければならない。

本細則は、個人情報保護の原則を遵守しつつ効率的にインターネットの活用を図ることを目的として、横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という）に個別に諮問を行うことなく取り扱うことができる内容について定める。

### 2 審議会で承認を得ている項目及び付帯条件

既に審議会で承認されている範囲は次のとおりである。ただし、掲載にあたっては、事前に当該個人情報の本人の同意を得ることとする。

情報受発信方法	項目	付帯条件
WEB ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区名までの住所</li> <li>・氏名</li> <li>・写真</li> <li>・メールアドレス</li> <li>・URL</li> <li>・作品 (公の展覧会等で賞を受賞した作品など)</li> </ul>	<p>特になし</p> <p>※広報よこはま市版・区版については、平成 11 年 3 月 26 日第 52 回審議会で了承された範囲で掲載する。</p>
電子掲示板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営要綱（※1）に定める中で本人が入力した内容</li> </ul>	<p>「個人情報の収集目的、利用範囲及び他の目的に利用しないこと」「本人の意思に反した掲載が行われないこと」などを WEB 画面及び利用マニュアル（※2）に明記する。</p> <p>本人の意思により記入が行われる仕組みとし、情報取扱についての責任部署を明記する。</p> <p>個人情報については記入者を特定する（ID などの発行）以外の目的では利用しない。</p>
メール同報（配信）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールアドレス</li> </ul>	<p>WEB 画面に「個人情報の収集目的、利用範囲及び他の目的に利用しないこと」を明記する。</p> <p>本人の意思で配信開始、停止が可能な仕組みとし、運営要綱などを確認した上で申し込みが行われるような画面構成とする。</p> <p>情報取扱についての責任部署を明記する。</p>

<p>メーリングリスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールアドレス</li> </ul>	<p>「個人情報の収集を目的としないこと」、「利用についてはメーリングリストの運営要綱の範囲内とし他の目的に利用しないこと」などを利用マニュアル及びWEB画面に明記する。</p> <p>本人の意思で参加・脱退が可能な仕組みとし、運営要綱などを確認した上で申し込みが行われるような画面構成とする。</p> <p>情報取扱についての責任部署を明記する。</p>
<p>アンケート・募集</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区名までの住所</li> <li>・年齢</li> <li>・性別</li> <li>・職業</li> <li>・メールアドレス</li> </ul>	<p>「個人情報の収集を目的としないこと」、「利用についてはアンケートなどの目的範囲内とし他の目的に利用しないこと」などを利用マニュアル及びWEB画面に明記する。</p> <p>本人の意思により記入が行われること。</p> <p>アンケート・募集の目的などを確認した上で記入が行われるような画面構成、仕組みとし、情報取扱についての責任部署を明記する。</p>

※1 各区局でWEBページを運営管理している部署が、内部向けに作成した運営及び管理を定めたものの。

※2 各区局でWEBページを運営管理している部署が、利用者向けに作成した利用マニュアル。

### 3 本人の同意確認について

次に示す必要事項を記入した同意書等（書面又は電子メール）により、事前に本人の同意を得るものとする。この際、同意書への署名等により確認を行うことが望ましいが、確認事項を記載した印刷物等を手渡し、個人情報の取扱い等について当該個人に教示することで同意書に代えることができるものとする。

ただし、災害時など緊急に情報提供の必要がある場合は、この限りではない。

#### (1) 同意書の必要事項

- ・掲載媒体、URL 等
- ・承認項目（掲載を許可する情報の範囲）
- ・同意文（同意する旨を示す文章）
- ・個人情報の取扱
- ・本人直筆の署名

（印刷物等を手渡し同意書に代える場合は、署名欄は不要とする。）

#### (2) 電子メールによる同意確認の際の追加条件

- ・無料メールサービスのアドレスでないこと。
- ・直接本人と情報を交換することが可能なメールアドレスであること。
- ・電話など他の手段による本人確認が可能であること。

(検証可能な電子署名が付されているものについては、上記の限りではない。)

#### 4 電子メールアドレスの取扱い

電子メールアドレスの掲載については、それにより生じる問題を本人が認識した上で同意した場合に掲載することができるものとする。また、メーリングリストや掲示板、アンケート等においては、サーバ側での情報配信等に使用することを目的とした収集のみとし、**WEB** ページ上には掲載しない。

## ●サーバ等及び情報システム管理手順

令和2年3月25日 改正

### 1 目的

本手順は、サーバ等及び情報システムのソフトウェア、ハードウェア、データ及び運用について規定し、管理する情報の保護を目的とする。

### 2 定義

この手順において、次の各号に掲げる用語の意義は、横浜市情報セキュリティ管理規程（平成17年3月横浜市達第2号）及び横浜市情報セキュリティ管理要綱（平成17年3月31日総I第1148号）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部屋の管理者 鍵の管理や立ち入り許可を行うなど、当該サーバ等を設置した部屋を管理する者をいう。
- (2) 携帯端末 主に持ち運んで利用するための端末機等をいう。
- (3) データ消去等 共通実施手順第3条第2号に定める措置をいう。

### 3 情報資産管理台帳

- (1) 所管するサーバ等及び情報システムについて、情報資産管理台帳に記載すること。
- (2) 情報資産管理台帳への記載は、次によって代えることができるものとする。
  - ア 横浜市行政情報ネットワークに接続する端末は、横浜市行政情報ネットワーク運用管理要綱（平成14年2月20日総情第313号）第20条第3項に基づく管理。
  - イ 横浜市システム管理システム運用管理要綱（平成29年6月21日総行第530号）第1条に規定する横浜市システム管理システム（以下「YSMS」という。）への登録。
- (3) 情報資産管理台帳を最新の状態に保つこと。また、前号に掲げた手順による場合には、その登録情報を最新の状態に保つこと。
- (4) 他の課等から貸与・提供された情報資産に関しても、同内容を記載した台帳を作成しておくこと。

### 4 サーバ等の設置場所

- (1) サーバ等は、第三者が自由に操作できないような場所に設置すること。
- (2) サーバ等は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置すること。
- (3) サーバ等は、容易に取り外せないよう適切に固定すること。
- (4) サーバ等に使用する物品や出力物の受け渡し場所は、原則として、サーバ等を設置した部屋とは別の場所にすること。やむを得ず同一室内とする場合、受け渡しの際に入室権限がある者が立ち会うこと。ただし、同一室内であっても、サーバ等に物理的及びネットワーク的に接触できないよう保護措置が講じられている場合を除く。
- (5) サーバ等を設置した部屋には、そこがサーバ等の設置場所であるようなことを示す表示をしないこと。
- (6) サーバ等を設置した部屋は、施錠設備を有する必要最小限の出入口を備えた部屋と

すること。

- (7) サーバ等を設置した部屋には、必要に応じて、防犯カメラ、侵入報知機等の防犯設備を設置すること。
- (8) サーバ等を設置した部屋には、必要に応じて、非常電話、非常ベル等の非常用連絡設備を設置すること。
- (9) サーバ等を設置した部屋にはコピー又は FAX 等、データの複写や送信のための設備を設置しないこと。ただし、同一室内であっても、部外者が利用できないよう保護措置が講じられている場合を除く。
- (10) サーバ等を設置した部屋には、必要十分な電源を確保すること。また、必要に応じて、無停電電源装置を用意すること。
- (11) サーバ等を設置した部屋には、必要に応じて空調設備を用意すること。
- (12) サーバ等を設置した部屋内の機器は、保守等を容易にするため合理的で適切な配置に努め、必要に応じて配置図を作成すること。

## 5 サーバ等の設置場所の運用

- (1) サーバ等を設置した部屋への入室権限のない者の入室および作業実施については、事前に部屋の管理者の許可を得た上で、入室権限のある者が同伴すること。ただし、同一室内であっても、サーバ等に物理的及びネットワーク的に接触できないよう保護措置が講じられている場合を除く（以下(7)まで同じ）。
- (2) サーバ等を設置した部屋内に入室権限のある者が不在となる場合、入室権限の無い者を退室させた上で、施錠すること。
- (3) サーバ等を設置した部屋への入退室は、記録しておくこと。
- (4) サーバ等を設置した部屋への入室権限は、職員の異動や分担替えなどにあわせて速やかに見直すこと。
- (5) サーバ等を設置した部屋に入室不要となった者は速やかに登録を抹消し、入室のための認証を無効にすること。
- (6) サーバ等を設置した部屋内では、部屋の管理者の許可なく撮影・模写・録音等を行わないこと。
- (7) サーバ等を設置した部屋には作業に必要なものを置かないこと。
- (8) サーバ等を設置した部屋内の環境（機器・設備の有無、配置、利用状況等）に問題がないことを定期的に点検すること。
- (9) サーバ等の安全な運用のため、必要に応じて停電や落雷、水害等への対策を行うこと。
- (10) サーバ等を設置した部屋への入室は、必要に応じてパスワード、ICカード、生体認証などによる認証がなければ入室できないよう制限すること。また、パスワードの定期的な変更や IC カードの管理など、運用に関する定めを整備し、遵守すること。

## 6 サーバ等の廃棄・返却・修理等

- (1) 非開示情報を格納しているサーバ等を廃棄する場合は、原則として、データ消去等を実施してから廃棄をすること。

- (2) リース契約等により借用していたサーバ等を返却する際、非開示情報を格納しているサーバ等については、原則として、データ消去等を実施してから返却すること。
- (3) 非開示情報を格納しているサーバ等を修理するために外部へ持ち出す場合は、事前に、データ消去等を実施すること。ただし、これが困難な場合には、信頼できる事業者を選定し、秘密保持及び、処分品の再利用の禁止を契約時に特約として含めた上で、外部に委託して修理を行うことができる。
- (4) 非開示情報を格納しているかどうか不明な場合には、非開示情報を格納しているものとして取り扱うこと。

## 7 通信機器等の管理

- (1) サーバ等のための通信機器等は、容易に第三者が触れられないように、かつ接触による断線や電源断などが起きないように敷設すること。
- (2) 無線による通信を行う場合、解読が困難な暗号化及び認証技術を使用する等の盗聴対策を講じること。
- (3) ファイヤウォール、ルータ等の設定を行えるサーバ等のための通信機器等は、パスワードを設定するなどして、第三者が設定の変更等を行えないようにすること。
- (4) ファームウェアの更新や適切な設定を行うなど、不正な利用がされないようにすること。

## 8 情報システム開発時の規定

- (1) 情報システムを開発する際には、事前に区局情報セキュリティ総括責任者の承認を得ること。
- (2) 管理するデータについて、漏えい・改ざん・破壊といった問題が発生した場合の影響の評価などのリスク分析を実施すること。また、データの入力チェック、内部でのデータの処理プロセスの正当性評価、出力されるデータの妥当性評価などの、データの完全性に関する検査も併せて実施すること。
- (3) サーバ等には、情報システムの趣旨、用途に応じた必要最低限のソフトウェア以外のものをインストールしないこと。
- (4) 管理者を含む開発用の利用者登録では、個人ごとに ID を発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させること。特に重要な権限を持つ利用者のパスワードは、漏れることのないよう厳重に管理すること。

## 9 情報システム導入時の規定

- (1) 情報システムの利用を開始する際には、事前に区局情報セキュリティ総括責任者の了承を得ること。
- (2) データ及び情報システムの安全かつ正常な運用を確実にするために、情報資産の一覧を作成し、各情報資産の情報資産管理者を明確にすること。
- (3) 安全かつ正常な運用のための手順書を作成すること。また、情報セキュリティ事故に備え、事故時のための手順書を作成すること。
- (4) 使用するソフトウェアについて、信頼性の高い安全なものを導入すること。

- (5) 基本ソフトウェアのアクセス制御、ファイルのアクセス制御、業務用のソフトウェアの実行権限の制御等に関して、厳密なアクセス権を設定すること。
- (6) 利用者に対して、必要最低限のアクセス権限のみ許可するようにすること。特に、特定個人情報ファイルへのアクセス権限は真に必要な場合に限り許可すること。
- (7) 情報資産に対して、権限のある者に認められた範囲でのみ利用させるようにするため、扱う情報資産の内容及び不正アクセスのリスクに応じて、利用者の認証、利用する端末機等の認証もしくは接続元による制限を実施すること。
- (8) サーバ等で利用するソフトウェアは、当該ソフトウェアのメーカー等による製品サポートが提供される状態で利用すること。また、利用期間中に製品サポートの提供が途切れることのないよう、計画的な更新を行うこと。
- (9) 情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者は、業務で利用する専用のソフトウェア及びハードウェアが対応していない等、真にやむを得ない事由により一時的にサポート切れソフトウェアを利用する場合、共通実施手順第5条に定める措置を実施すること。

## 10 情報システム運用時の規定

- (1) 製造元が提供する修正プログラム等を導入するなど、使用するソフトウェアを常に安全で正しく機能する状態で使用するよう努めること。
- (2) 通信経路の暗号化、通信回線の監視、ファイヤウォールやウイルス対策ソフトの導入など、安全な管理のために必要な対策を行うこと。
- (3) インターネットを経由した不特定多数からのアクセスが可能な状態にある情報機器等は、Webアプリケーションファイヤウォール（WAF）や仮想パッチを導入するなど、サイバー攻撃のリスクに対して、適切なセキュリティ対策を行うこと。
- (4) 情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとにIDを発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させること。特に重要な権限を持つ利用者のパスワードは、漏れることのないよう厳重に管理すること。
- (5) 情報システムの保守の記録を残すこと。
- (6) 個人情報を扱う情報システムでは、個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱に基づき、操作記録の採取を行うこと。それ以外の情報システムでは、必要に応じて、操作記録の採取を行うこと。
- (7) 業務用のデータは、その重要性に応じ、定期的にバックアップを取得し、安全に保管すること。また、必要に応じて、データ更新の詳細な記録を保管する等により、確実に復旧できる状態を維持すること。
- (8) 障害時の代替品を用意するなど、障害発生時の対策を用意すること。
- (9) 端末機等及び携帯端末について、新規利用者の登録・既存利用者の利用者コード又はパスワード変更・利用者の登録抹消の申請を受けた場合には、正当性を審査し、速やかに対応すること。
- (10) 必要に応じて、定期的な次のような検査を行うこと。
  - ア 脆弱性検査ソフトによる最新の脆弱性情報を含む検査
  - イ 情報システムの仕様書と実際の利用機器との整合性

- ウ 不要なアクセス権が存在しないこと
  - エ 不要なサービスの起動が存在しないこと
  - オ 不要なアカウントが存在しないこと
  - カ 推測されやすいパスワードが設定されていないこと
- (11) (10)の検査結果は、必ず記録し、原則5年間保管すること。
- (12) (10)の検査により不備が発見された場合には、速やかに是正すること。
- (13) 著作権を侵害することがないように、ソフトウェアのライセンス管理を適切に行うこと。
- (14) 特定個人情報を取り扱うシステムにおいては、情報システムの運用を行う者に対して、運用で利用する端末周辺へのカメラ付き携帯電話やスマートフォンの持ち込みを禁止する、必ず複数人で運用作業を実施するなど、その情報システムの運用状況において発生するリスクに応じた情報持ち出し防止策を講じること。
- (15) 情報システムの開発・管理・運用を外部委託事業者に行わせる場合、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されている事業者を選定すること。
- (16) クラウドサービスを利用する場合、取り扱う情報の重要性から確保すべき機密性、完全性及び可用性を検討し、それに応じたセキュリティレベルが確保されているサービスを選定すること。
- (17) インターネットを経由して、不特定多数から攻撃を意図した通信が届く環境にある場合、インターネットからサイバー攻撃のリスクに対応するため、最低限、次の対策を実施すること。また、その対策が実施可能な体制を整備・維持すること。
- ア 常に、脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応すること。
  - イ 情報システム等に脆弱性があり、当該脆弱性を利用したサイバー攻撃が実際に行われていることが判明した場合、当該サイバー攻撃を防止する措置を直ちに講じること。なお、WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みによる対策も可とする。
  - ウ 管理者が利用する機能は、管理者の ID、パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じること。

## 11 情報セキュリティ事故

- (1) 情報セキュリティ事故の発生に備え、情報セキュリティ事故対応手順に基づき事前の準備を行うこと。
- (2) 情報セキュリティ事故が発生した場合、情報セキュリティ事故対応手順に基づき、速やかに対処すること。

## 12 公開の禁止

本手順は、安全のため、一般に公開してはならない。

令和2年4月

## 委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- (着手届出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- (権利義務の譲渡等の制限)
- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (著作権の譲渡等)
- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。  
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の 委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### （臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
  - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
  - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

#### （一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

#### （第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

#### （契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### （中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
  - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
  - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
  - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合には、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合には、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に關する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、間（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とは協議して定める。

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

## 個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。



年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

## 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。